

岐阜県環境保全林整備事業実施要領

〔平成24年3月23日 森第868号林政部長通知〕
一部改正〔平成25年5月13日 森第141号林政部長通知〕
一部改正〔平成26年4月18日 森第93号林政部長通知〕
一部改正〔平成27年3月19日 森第1072号林政部長通知〕
一部改正〔平成28年3月28日 森第1084号林政部長通知〕
一部改正 平成28年11月24日 森第650号林政部長通知
一部改正 平成29年3月31日 森第1013号林政部長通知
一部改正 平成30年5月31日 森第212号林政部長通知
一部改正 令和元年6月11日 森第185号林政部長通知
一部改正 令和2年3月31日 森第863号林政部長通知
一部改正 令和3年5月24日 森第152号林政部長通知
最終改正 令和3年6月23日 森第267号林政部長通知

第1 趣旨

水源地域や渓流域、急傾斜地等で、森林所有者等による持続的な森林経営を通じた整備が困難な森林について、公的関与の高い森林整備を推進することによって、森林が有する水源かん養機能や水質浄化機能、土砂流出防止機能、生物多様性保全機能などの公益的機能の維持・向上・回復を図る。

環境保全林整備事業費補助金の事務の取扱については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）、岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）、岐阜県森林整備事業検査要領（平成13年4月2日森第2号農山村整備局長通知。以下「検査要領」という。）、及び岐阜県森林整備事業実施要領の運用等について（平成21年4月17日森第105号林政部長通知。以下「森林整備運用通知」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

事業の内容は、要綱第2条別表第1に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 対象森林

対象森林は、次の①から④までに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。

- ① 市町村森林整備計画において、「環境保全林」に区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 飲用水や農業用水等の水源として重要な森林
 - (イ) 渓流に面した森林
 - (ウ) 山地災害等を防止するうえで重要な森林

(エ) 木材生産をするうえで立地条件が不利な森林

② 18 齢級以下の人工林

③ 1 施行地の面積が 0.1 ha 以上の森林

④ 第 5 の規定に基づき事業の実施及び対象森林の管理方法に関する協定が締結された森林

(2) 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

事業種	内 容
除 伐	5 齢級以下の林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰
間 伐	12 齢級以下（森林整備運用通知別表の基準を上回る森林又は収量比数が概ね 100 分の 95 以上の森林は 18 齢級以下）の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰 （不良木淘汰等の伐採率は、本数率で 30% 以上とすること。ただし、風雪害の発生の恐れがあるなど、30% 以上の伐採が適切でない場合を除く。）
更新伐	18 齢級以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒 （不良木淘汰等の伐採率は、本数率で 30% 以上 50% 以下とすること。） （伐採の方法は、単木伐採、帯状伐採と群状伐採（残存木の間隔が主伐木の平均樹高の 2 倍まで）
国土強靱化間伐	概ね 10 年間間伐履歴がない溪畔林（溪流を含む小班）で 13 齢級以上 18 齢級以下（収量比数が 100 分の 80 以上の森林）の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰 （不良木淘汰等の伐採率は、本数率で 30% 以上とすること。ただし、風雪害の発生の恐れがあるなど、30% 以上の伐採が適切でない場合を除く。）
関連条件整備	概ね 10 年間間伐履歴がない森林または過去に地籍調査、各種森林境界明確化事業を行っていない森林における森林所有者の特定、同意の取り付け等 （地籍調査、各種森林境界明確化事業を行ったが、成果が完成前のため、森林所有者の特定を一から行わなければならない場合は対象とすることができる。） （公有林や公社分収林を除く。）

(3) 補助金額

環境保全林整備事業（以下「整備事業」という。）における補助金額は、県が定めた事業種ごとの単価に間接費率と実施面積を乗じて算出した額（以下「標準事業費」という。）とする。ただし、次の場合については、標準事業費を超えない範囲で、実際に要した額とする。

- ① ボランティア活動等により通常の労賃水準を著しく下回る報酬により行われた場合
- ② 市町村が請負に付して実行した場合（ただし、定額と比較して安価な場合）
- ③ 現地の条件や施業の内容等がこれにより難しい場合

関連条件整備における補助金額は、県が定めた単価に整備事業の実施面積を乗じて算出した額とし、整備事業の補助金額に加算する。

第 3 事業計画書の提出

事業主体の長は、当該補助金を受けようとする箇所の事業計画書（別記第 1 号様式）を取りまとめ、農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとし、所長は、管内市町村の事業計画書を取りまとめ、市町村長に第 2 の（1）の①（市町村森林整備計画における森林配置計画の将来目標区分）について確認し、部長に提出する。

第4 事業量の決定

- 1 部長は、第3に基づき提出された事業計画書を審査し、予算の範囲内において農林事務所ごとの事業量を決定し、所長に通知する。
- 2 所長は、第3に基づき提出された事業計画書を審査し、前項の決定通知を受けた額の範囲内において事業主体ごとの事業量を決定し、事業主体及び市町村長に通知する。

第5 協定の締結

事業主体の長は、市町村長及び森林所有者と事業の実施及び対象森林の管理等に関する協定を締結する。

第6 補助金の交付申請

- 1 事業主体の長は、規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱第1号様式）を作成し、次の書類を添付して所長（市町村による間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。
 - ① 事業計画書（別記第2号様式）
 - ② 収支予算書（要綱第2号様式）（実行経費により事業費を算出する場合）
 - ③ 交付申請の実施箇所が、市町村森林整備計画において環境保全林に区分された森林の場合は市町村森林整備計画書の写し、区分される予定の森林の場合は、これを市町村長が証する書類
- 2 市町村による間接補助事業を実施する場合で、事業主体の長から補助金交付申請書の提出を受けた市町村長は、前項の規定に準じて補助金交付申請書を作成し、関係書類を添付して所長に提出する。

第7 補助金の交付決定

- 1 所長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、内容を審査のうえ、規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付を決定し、規則第6条及び要綱第5条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付して、書面（別記第3号様式）により補助金交付申請者に通知する。
 - ① 補助金交付の翌年から起算して10年以内に、事業対象地を森林以外の用途へ転用する場合、又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、県に届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還しなければならないこと。ただし、公用、公共等やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができる。
- 2 市町村による間接補助事業を実施する場合で、所長からの交付決定通知を受けた市町村長は、市町村の定める補助金交付規則等に基づき補助金の交付を決定し、前項に準じた条件を付して通知する。

第8 補助金の交付決定前着手届

- 1 事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体の長は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第4号様式）を所長（間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。
- 2 事業主体の長から交付決定前着手届の提出を受けた市町村長は、前項の規定に準じて交付決定前着手届を所長に提出する。

第9 事業地の施行管理

- 1 事業主体の長は、森林整備運用通知第1の3から4に基づき施行管理を行うものとする。
- 2 事業主体の長は、環境保全林整備事業モニタリング調査実施要領により、事業実施前及び事業実施後の森林の状況調査を行うものとする。

第10 事業計画の変更等

事業主体の長は、交付決定通知受理後において、事情の変化等により規則第6条及び要綱第5条第3項に規定する重要な変更の必要が生じた場合には、要綱第5条第3項に定める様式及び変更計画書を作成し、説明資料を付して所長と協議し、その承認を受ける。

上記に該当しない変更の場合は、計画書を作成し、説明資料を付して所長へ報告し、所長はその内容に応じて事業主体に必要な指示を行う。

第11 補助金の概算払及び前金払

事業主体の長は補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、概算払・前金払請求書（県要綱別記第12号様式）に施行箇所別概算払・前金払内訳表（別記第5号様式）を添えて所長に提出するものとする。

第12 実績報告

- 1 事業主体の長は、規則第13条及び要綱第8条の規定による実績報告書（要綱第6号様式）を作成し、次の書類を添付して所長（市町村による間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。
 - ① 収支決算書（要綱第8号様式）（実行経費により事業費を算出する場合）
 - ② 事業実績書（別記第2号様式、別記第2号様式付表）
 - ③ 施業図及び箇所位置図（別記第6号様式、別記第7号様式）
 - ④ 全施行地の事業実施状況写真
 - ⑤ 市町村及び森林所有者との協定書の写し
 - ⑥ 実行経費算出表及び基礎資料（実行経費により事業費を算出する場合）
 - ⑦ 社会保険等の加入実態調査表（定額の場合）
- 2 実績報告書の提出を受けた市町村長は、第13の1に準じて検査等を行い、前項の規定に準じて実績報告書を作成のうえ所長に提出する。

第13 確認

- 1 第12第1項による実績報告書の提出を受けた所長は、検査要領及び定額補助方式の森林整備関係事業における実行経費算出の手引きにより確認を行う。ただし、第2（2）事業内容の環境保全林整備事業については、検査要領第2条第3項の規定は適用しない。
- 2 前項において、検査箇所の抽出については、事業種に関わらず検査要領第3条第4項1号を適用する。ただし、検査要領第3条第5項の規定は適用しない。
- 3 第12第2項による実績報告書の提出を受けた所長は、確認要領により確認を行う。
- 4 所長は、確認の結果、事業内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、別記第8号様式により事業主体の長に通知する。

第14 部分完了の現地検査について

事業主体の長が申請した複数の施行地の一部の施工地が完了し、事業主体の長から部分完了届（別記第9号様式）の提出があった場合、所長は当該施行地の現地検査を実施することができる。なお、部分完了届により現地検査を実施した場合における残施行地の中で検査要領の規定により新たな箇所を抽出のうえ現地検査を行うものとする。

第15 事業実績報告書

所長は年度事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月25日のいずれか早い日までに成果報告書（別記第10号様式）を部長に提出する。

第16 進捗状況報告

- 1 事業実施主体は、所長から進捗状況等の報告を求められた場合には、求められた内容を速やかに報告しなければならない。
- 2 所長は、部長から進捗状況等の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年度事業から適用する。

この要領は、平成25年度事業から適用する。

この要領は、平成26年度事業から適用する。

この要領は、平成27年度事業から適用する。

この要領は、平成28年度事業から適用する。

この要領は、平成29年度事業から適用する。

この要領は、平成30年度事業から適用する。

この要領は、令和元年度事業から適用する。

この要領は、令和2年度事業から適用する。

この要領は、令和3年度事業から適用する。

参考様式（第5関係）

環境保全林整備事業の実施に関する協定書

（協定の目的）

第1条 環境保全林整備事業の対象となる森林の所有者〇〇〇（以下「甲」という。）、事業主体の長である〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）長（以下「丙」という。）は、第3条に掲げる森林の水源かん養機能や水質浄化機能、土砂流出防止機能、生物多様性保全機能などの公益的機能の維持・向上・回復を目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。（10年以上）
2 この協定の目的の達成のため、特に必要のある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする森林）

第3条 協定の対象となる森林（以下、「対象森林」という。）の所在およびその面積等は、次のとおりとする。

森林の所在地	樹種	林齢	面積 (ha)	備考

（整備の内容）

第4条 乙は、森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、次により対象森林の整備を行う。
(1) 内容 : (除間伐の場合) 不用木の除去、不良木の淘汰
(更新伐の場合) 不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒
(2) 伐採率 : 不良木の淘汰を実施する場合は、本数率で30%以上とする。
(風雪害等の恐れがある地域、冠雪害ハザードマップに記載されている地域、法令により30%以上の伐採ができない森林を除く)
更新伐を実施する場合は、本数率で30%以上50%以下とする。
伐採の方法は、単木伐採、帯状伐採と群状伐採とする。(残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍まで)

（費用の負担等）

第5条 前条の整備に要する費用は、乙が負担する。

（当事者の義務）

第6条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。
(1) 甲の義務
ア 事業の実施に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
イ 対象森林の境界および所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理

解決にあたること。

ウ ○○市（町村）森林整備計画に規定された森林整備の方法に関する事項を遵守すること。

エ 事業の完了年度の翌年度から起算して10年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しないこと及び立木竹の全面伐採除去を行わないこと。

オ やむを得ず上記エの行為を行う必要が生じた場合は、あらかじめ乙にその旨を届けるとともに、事業に要した費用相当額を乙に支払うこと。

カ 甲がこの義務に違反した場合または甲の都合によりこの協定を破棄した場合は、第4条第1項の整備のための費用相当額を乙に支払うこと。

(2) 乙の義務

ア 事業計画の作成にあたっては、甲にその内容を示し承諾を得ること。

イ 第4条第1項の整備を実施し、その結果を甲に報告すること。

ウ 更新伐を実施した翌年度から2年経過して更新が図られていない場合は、原則、植栽により更新をすること。

(災害等による損害)

第7条 第4条第1項の整備の実施中および実施後に、火災、天災その他乙の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害および第三者に生じた損害については、乙はその責任を負わない。

2 第4条第1項の整備により、対象森林の林相が著しく変化したり、または立木その他に損害が生じた場合であっても、乙はその責任を負わない。

(協定の継承等)

第8条 協定の期間中に対象森林を所有権移転、または貸借する場合には、甲は、所有権を取得した者または貸借した者に対しこの協定の継承を行うものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第9条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部または一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部もしくは一部が公用、公共用もしくは公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により、対象森林の全部もしくは一部が滅失したとき。

(疑義の決定)

第10条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

年 月 日

甲 森林所有者 住所 氏名

乙 事業主体 住所 事業主体の長

丙 市(町村)長 住所 市(町村)長

第 号
年 月 日

様

〇〇市（町村）長

森林配置計画の将来目標区分の指定について

年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付申請書の提出にあたり、下記の森林が〇〇市（町村）森林整備計画において「環境保全林」に区分される予定であることを証します。

記

森林の場所

〇〇市〇〇字〇〇 △. △△h a ほか 〇〇箇所 △. △△h a
(別紙「 年度環境保全林整備事業計画書」のとおり)

環境保全林に区分される予定時期

〇年〇月